

会館使用料

	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:30	全日 9:00～ 21:30	延長/時 間	冷暖房/時 間
ホール 平日	8,800 円	14,300 円	17,600 円	38,660 円	4,070 円	9,460 円※
ホール 土日・休日	12,100 円	22,000 円	27,500 円	58,520 円	6,160 円	
ロビー	1,430 円	1,760 円	1,870 円	4,800 円	500 円	220 円
多目的研修 室	1,980 円	2,530 円	2,970 円	7,100 円	740 円	220 円
第 1 楽屋	1,100 円	1,320 円	1,760 円	3,970 円	410 円	220 円
第 2 楽屋	1,100 円	1,320 円	1,760 円	3,970 円	410 円	220 円
第 3 楽屋	1,100 円	1,320 円	1,760 円	3,970 円	410 円	220 円
小会議室	1,650 円	1,870 円	2,090 円	5,320 円	560 円	220 円
2-1 会議室	1,100 円	1,320 円	1,760 円	3,970 円	410 円	220 円
2-2 会議室	1,100 円	1,320 円	1,760 円	3,970 円	410 円	220 円
2-3 会議室	1,430 円	1,760 円	1,870 円	4,800 円	500 円	220 円
2-5 会議室	1,100 円	1,320 円	1,760 円	3,970 円	410 円	220 円
応接室	770 円	880 円	1,100 円	2,610 円	270 円	220 円

※床暖房のみの場合 3,190 円

備考

- ・施設を使用する場合において、入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、使用を受けた施設の使用料（延長時間に係る使用料、冷暖房料金及び付属設備の使用料を除く。以下「施設使用料」という。）に次の額を加算します。
 - (1) 入場料等の最高額が 1,000 円以下・・・・・・・・・・施設使用料の 1 割に相当する額
 - (2) 入場料等の最高額が 1,000 円を超え 2,000 円まで・・・・・・・・施設使用料の 3 割に相当する額
 - (3) 入場料等の最高額が 2,000 円を超え 3,000 円まで・・・・・・・・施設使用料の 5 割に相当する額
 - (4) 入場料等の最高額が 3,000 円を超え 5,000 円まで・・・・・・・・施設使用料の 10 割に相当する額
 - (5) 入場料等の最高額が 5,000 円を超え 6,000 円まで・・・・・・・・施設使用料の 15 割に相当する額
 - (6) 入場料額が 6,000 円を超えるとき・・・・・・・・・・施設使用料の 20 割に相当する額
- ・入場料を徴収しない場合において、ホールを主として使用するとき、会費を徴収するもの、会員制度により会員を招待するものその他これらに準ずるものは入場料等を徴収したとみなし、施設使用料の 1 割に相当する額を使用料に加算します。
- ・営利を目的として設置した団体等がホール以外の施設をしようする場合は、施設使用料の 20 割に相当する額を施設使用料に加算します。
- ・使用者がホールをリハーサルに使用する場合は、施設使用料は、施設使用料の 100 分の 40 に相当する額とし、準備等に使用する場合は、施設使用料は、施設使用料の 100 分の 30 の相当する額とします。
- ・本市の住民又は団体以外の者が使用する場合には、施設使用料の 3 割に相当する額を施設使用料に加算します。
- ・本市の住民又は団体が冷暖房を使用する場合の冷暖房使用料金は、この表に定める冷暖房料金の 100 分の 60 に相当する額とします。
- ・延長時間は、教育委員会が特別な理由があると認める場合を除き、1 時間以内とし、延長時間を算定する場合に、1 時間未満の端数がある時は、これを 1 時間に切り上げるものとします。
- ・前各項において 10 円未満の端数がある時は、各項毎に端数金額を切捨てます。
- ・使用時間には、練習、準備、原状回復その他の使用に必要な一切の時間を含むものとします。
- ・この表において平日は、土曜日、日曜日及び休日以外の日、休日は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号第三条）に規定する休日です。